

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 20 日現在

機関番号：23903

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530154

研究課題名(和文) 食の安全を保障するグローバル・フードシステム形成のための政策規範論的研究

研究課題名(英文) A Research on Ethical Dimensions of Global Food System and Safty of Food

研究代表者

伊藤 恭彦 (ITO, Yasuhiko)

名古屋市立大学・人間文化研究科・教授

研究者番号：30223192

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は富裕国の豊かな食生活がグローバル・フードシステムによって支えられているが、このシステムのゆがみが貧困国における食料難と富裕国における健康被害をもたらしていることを前提に、その改革のための政策規範を構想することを目的とした。

研究成果として、第一に食の工業化が富裕国における健康被害だけでなく、貧困国から穀物収奪を引き起こしていること、第二に富裕国では食の工業化のため消費者が食に対して十分な自己決定ができないこと、第三に貧困国ではグローバル・フードシステムへの参入を強制されていることを明らかにした。こうした状況を打開するための規範として「食料主権」が重要であることを解明した。

研究成果の概要(英文)： This research explored the normative standard for reformation of global food system. Global food system supplies surplus food that includes unsafety processed food to wealthy countries. On the other hand the system cannot supply few foods to poor countries. This causes famine in some countries.

The results of this research are three. First, the industrialization of food production makes the people of wealthy countries unhealthy and robs the people of poor countries of their grain. Second, the industrialization of food deprives the people of wealthy and poor countries with the human right to adequate food including self- decision on what they eat and what they product. Third, these problems of global food system must be reformed, and for reformation we need the normative standard guiding global food policy. This research emphasizes that most important standard for reformation of global food system is food sovereignty.

研究分野：政治哲学

キーワード： グローバルな正義 グローバル・フードシステム 食料主権 食の安全 食の人権 食料安全保障 フード・ジャスティス 政策規範

1. 研究開始当初の背景

補助事業者は平成 22 年度を最終年とする基盤研究(C)において、貧困国の貧困削減のための富裕国の倫理的責任とその政策的具体化への道筋を明らかにした。その研究過程において、食料問題、特に飢餓問題を解決するためには、健全な食料市場とそれを支える健全な食料生産が重要である点に着目するに至った。食料生産と食料市場はフードシステムと呼ばれ、現代ではそれがグローバルに連結(グローバル・フードシステム)している。

フードシステムとグローバル・フードシステムに関しては食料経済学や食料社会学の分野において、膨大な研究蓄積がある。しかし、従来の研究では、食の安全、健康問題、飢餓問題が別個に研究されており、それらをつなぐ研究、さらにつないだ上でそれを政策デザインに結びつける研究がほとんど進められてきていなかった。そのために富裕国の食の安全か、それとも飢餓対策かといった二者択一的な議論や途上国産の食料の危険性のみを誇張する冷静さを欠いた議論が広がっていった。こうした状況下で、アメリカの食料問題研究者であるラジ・パテルが貧困国の飢餓と富裕国の肥満(健康被害)を統一的視点で理解すべきとの議論を提唱した。この新しい見聞を基礎にしつつ、飢餓と健康被害を同時に発生させるグローバル・フードシステムの構造的課題と、その問題解決を導く政策規範構想の重要性を背景として、この研究は着手された。

2. 研究の目的

現代日本のみならず富裕国では多くの人々が豊かな食生活を享受している。この豊かな食生活は複雑でグローバルに連結したフードシステムによって支えられている。

グローバル・フードシステムは富裕国に過剰とまで言える豊かな食生活を提供しているが、他方でさまざまな問題も引き起こしている。第一の問題はいわゆる「食の安全」問題である。繰り返し起こる食料への異物混入事件や賞味期限、産地等の偽装は「食の安全」に対する脅威と捉えられている。第二の問題は食の洋食化に伴う動物性タンパク質の過剰摂取を主要な原因の一つとする「生活習慣病」の拡大である。

富裕国に過剰な食料を供給しながらも、必要な食料を入手できない地域が地球上には多数存在する。これがグローバル・フードシステムの第三の問題である。

本研究ではこれら三つを同一の構造がもたらした問題として把握し、それを解決するための公共政策の基盤となる政策規範を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) グローバル・フードシステムの実体に関する文献・データ研究。グローバル・フードシステムの実体、特にその中核に位置づけられる食料加工産業の実体について調査を行う。

(2) グローバル・フードシステムがもつ問題点に

関する研究。「食の工業化」がもたらした問題点について、マイケル・ポーランやマリオン・ネッスルの研究をフォローする。富裕国の食料問題(健康被害)と貧困国の飢餓の連関についてはラジ・パテルの研究を特にフォローする。

(3) 健康被害と飢餓の問題を解決するための最も基本的な規範である「食の人権」を、ジョージ・ケントの研究を参考に確定する。

(4) 「食の人権」と食をめぐる国際公共政策である「食料安全保障」の関係を理論的に解明する。「食料安全保障」政策がもつ問題点を検討し、「食料主権」と「フード・ジャスティス」の重要性を規範論的に明らかにする。

(5) 以上の研究を補足・補完するために国内の消費者団体からの聞き取り調査を行う。

4. 研究成果

(1) グローバル・フードシステム

現在、食料は「フードシステム」と呼ばれる巨大な生産、加工、流通のメカニズムを通して消費者に供給されている。フードシステムは農業、漁業、畜産業といった生産者を上流に、流通業と加工業を中流に、小売りを下流とする巨大な河川に喩えられることが多い。食料がフードシステムというメカニズムによって供給されることは、何も現代資本主義経済に限らない。ある種のフードシステムは昔から存在していた。しかし、第二次世界大戦後に形成された富裕国の現代フードシステムは、今まで人類がもっていたシステムとは全く異なる。その違いとは現代のフードシステムは食の工業化(食料生産の第二次産業化)を伴っている点にある。

食の工業化が富裕国で進展した経緯を家庭における食事の変化をから理解できる。かつて人間の食事は「肉食」であった。毎日の食事を、家族の誰かが家庭で調理し、家庭で食べていた。食材の購入はフードシステムによって支えられていたが、調理は家庭で行われていた。第二次世界大戦後、特に経済成長の中で「肉食」が登場した。「肉食」は家族外の人が調理し、家庭の外で食べるものである。さらに近年、急速に拡大しているのが「肉食」である。これは家族外の人が調理したものを家庭で食べるやり方である。

「肉食」を支えているのが食品産業である。食料はそもそも価格弾力性が低く、さらに人間の消化能力には限界があるために、市場規模には自ずと限界がある。しかし「肉食」の広がりによって食品産業は急成長することになる。調理の簡単さ、味覚、さらには栄養などの付加価値をつけることで、食品産業は市場規模を拡大することに成功す

る。食品産業は食料をある種の工業的メカニズムで生産している。誰にでも好まれる味や保存期間の延長は、工業的、科学的技術を食料生産に応用した結果生まれたものである。これを「食の工業化」と呼ぶ。

さらに食の工業化を重要な構成要素としたフードシステムは、現在、グローバルに連結し始めている。特に富裕国の食料は世界各地から農作物を買い集めるアグリビジネス、大手食品メーカー、メガ小売店とスーパーマーケット・チェーンから構成される、グローバル・フードシステムによって食料供給がされている。グローバル・フードシステムが大量の食品を供給することによって、富裕国の小売店には選択に困るほど多種多様な食材が並び、それにより富裕国の豊かな食が可能になっているのである。

(2) フードシステムの問題点

グローバル・フードシステムは富裕国には非常に豊かな食料を供給しているが、二つの大きな問題をかかえている。

第一はグローバル・フードシステムが富裕国に豊かな食を提供する裏側には、貧困国の食料不足があるという点である。現在、地球上では130億人分の穀物が生産されている。にもかかわらず、約10億人が慢性栄養不足状態におかれている。本研究で注目したのは、富裕国の豊かな食を支えるために非常に多くの穀物が消費されていることである。

例えば富裕国の豊かな食の中核は肉食を取り上げてみよう。大量の穀物消費によって、拡大する肉食は支えられている。牛肉1キログラムを生産するのに約10キログラム、豚肉1キログラムを生産するのに約6キログラムの穀物、鶏肉1キログラムを生産するのに約2キログラムの穀物が飼料として使われている。そして、大量の肉消費に対応するために、精肉は工場畜産と言われる体制の中で生産されている。さらに食の工業化は食品添加物生産のためにも穀物を消費している。穀物を大量に消費して生産された食品の多くは、食されることなく廃棄されていく。富裕国に豊かな食を提供しているグローバル・フードシステムは貧困国や途上国から食料を収奪するシステムだとも言える。

第二はグローバル・フードシステムが富裕国に提供している食が、実は富裕国の人々にも危害を加えている点だ。富裕国の市民の少なくない人々が、今日、いわゆる「生活習慣病」に苦しんでいる。例えば2007年糖尿病の患者数を世界の地域別に見ておこう。北米では2830万人、欧州では5320万人、東南アジアでは4650万人、中東では2450万人である。日本でも約250万人の患者数である。

「生活習慣病」の原因は食生活だけにあるわけではない。ただ食生活については動物性蛋白質の過剰摂取が、糖尿病など生活習慣病発症の原因の一つとして指摘されてきている。グローバル・フードシステムは世界の穀物を富裕国の豊かな食生産に振り向けながら、安価な食肉を提供している。これにより肉の過剰摂取が起こり、それは結果的に富裕国の人々の健康を脅かしている。

(3) 食の権利と強制

このようなグローバル・フードシステムの構造的問題を解決するための規範として、本研究では「食の権利(human right to adequate food)」にまず着目した。この権利は貧困国のみならず先進国の健康被害も視野に入れた権利であり、地球上の誰もが安全で栄養のある食料を入手できる状態を目指す規範である。貧困国の飢餓も富裕国の健康被害もこの権利を侵害したことになる。この権利はさらに生物学的必要を充足するための食では不十分であり、尊厳ある生活を営むことも要求している。食のもつ文化的・宗教的に意味にも配慮しなくてはならないし、自らの力で食を獲得できる力量を各人に保障することも求めるのである。

このような食の人権に対する侵害が発生する根本的な問題は、グローバル・フードシステムが深刻な「強制」を伴っている点に求めることができる。まず貧困国や途上国では、自らの力で食料を確保する力が、1980年代以降のいわゆる「構造調整プログラム」によって破壊されたのである。「食料安全保障」による食料の増産政策は、貧困国の食料生産の近代化を目指したもののだが、それによって、その地域に根ざした伝統的な食料生産を破壊したのである。貧困国は「構造調整プログラム」を受け入れなくては援助を得ることができず、ここに強制があったと言える。

他方で富裕国では、全く質を異にする強制が食料消費に働いている。食の工業化により、消費者は既にほぼ完成した食品を買わざるをえない。食料を買わないという選択は不可能である。食の工業化は消費者の選択肢を狭め、工業的に生産された食料を購入することを消費者に事実上強制している。

(4) 食料主権とフード・ジャスティス

このような食の人権の侵害と強制に対抗するためには、食料に対する自己決定を実質的に拡大することが規範的に求められる。

「食料主権」とは自らの食料生産と食料政策とを各国国民と各地域が決定すべきという規範である。食料主権は当初は食料生産者の自己決定のための主張、その多くは「構造調整プログラム」に対抗するための主張であった。途上国や貧困国の農民たちが、この主張を「フード・ジャスティ

ス」としても主張し、国際機関のアジェンダにのせようと広範な社会運動を展開した(例えば、La Via Campesina の運動)。やがて FAO も食料主権の重要性を認知し、それが契機となり、食料主権には消費者の自己決定権も含むものと拡大解釈されるに至った。食料主権はグローバル・フードシステムを食の人権にそう形で変革する規範と理解することができる。貧困国と途上国には、自国の食料生産の内容と方法を自らの力で決定できる仕組みを保障することが必要である。先進国では「食の工業化」は不可避であるが、トレサビリティを含む食料品についての十分な情報提供と食について共同で熟議する場が必要である。

地球上の全ての人々の人間的な暮らしの実現を志向するグローバルな正義のより具体的な規範として食料主権を位置づけることができる。それは貧困国の飢餓か富裕国の健康被害かといった二者択一ではなく、その両者の同時解決をめざす公共政策の基盤となる政策規範と位置づけることができる。本研究の最終的な成果はここにある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

ITOH Yasuhiko, Global Capitalisim and Global Justice, Archiv fur Recht-und Sozialphilosophi ARSP Beiheft139,2013年、109-116

伊藤恭彦、「政策過程と政策規範」、『公共政策研究』、査読有り、13号、2013年、20-31

伊藤恭彦、「平等・労働・グローバルな正義」、『哲学と現代』、査読無し、27号、2012年43-59

〔学会発表〕(計2件)

— 伊藤恭彦「資本のコスモポリタン化をめぐる二つの対抗構想」(民主主義科学者協会法律部会シンポジウム 招待講演、2014年11月30日)

— 伊藤恭彦「国境を越える社会正義の構想」(日本平和学会、2011年6月5日)

〔図書〕(計5件)

宇佐美誠、伊藤恭彦他、勁草書房、『グローバルな正義』、2014年、230

川崎修、伊藤恭彦他、岩波書店、『岩波講座政治哲学6 政治哲学と現代』、2014年、244

岡野八代、伊藤恭彦他、ミネルヴァ書房、『グローバル・ジャスティス』2013年、247

伊藤恭彦、新潮社、『さもしい人間』、2012年、221

伊藤恭彦、人文書院、『ブックガイドシリーズ基本の三〇冊 政治哲学』、2012年、197

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 恭彦(ITOH Yasuhiko)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授
研究者番号：30223192